

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）新旧対照条文目次

○ 関税率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）（第一条関係）	1
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係）	4
○ 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）（第三条関係）	10
○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百五十三号）（第四条関係）	11
○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第五条関係）	23
○ 関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）（第六条関係）	31
○ 経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第一百十六号）（第八条関係）	32
○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第九条関係）	35

改 正 案	現 行
<p>（国及び地方公共団体以外の者が経営する施設の指定）</p> <p>第十七条 法第十五条第一項第一号（特定用途免税）に規定する国及び地方公共団体以外の者が経営する施設のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び同法附則第三条第一項に規定する学校</p> <p>二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第二条第七項（定義）に規定する</u>幼保連携型認定こども園及び同法<u>第三条第一項又は第三項（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）の規定による認定を受けた施設（前号に掲げるものに該当するものを除く。）</u></p> <p>三 学校教育法第二百二十四条又は第三百三十四条第一項に規定する専修学校又は各種学校のうち財務大臣が指定したもの</p>	<p>（国等以外の者が経営する施設の指定）</p> <p>第十七条 法第十五条第一項第一号（特定用途免税）に規定する国及び地方公共団体以外の者（以下「国等以外の者」という。）が経営する施設のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校で私立のもの、同法附則第三条第一項（従前の学校）に規定する学校で私立のもの、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>第二条第一項（定義）に規定する</u>国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）<u>第六十八条第一項（名称の特例）に規定する</u>公立大学法人（以下この号において「公立大学法人」という。）が設置する大学並びに独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）<u>第二条（名称）に規定する</u>独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校</p> <p>二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）<u>第三条第一項又は第三項（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）の規定による認定を受けた施設で私立のもの（前号に掲げるものに該当するものを除く。）</u></p> <p>三 学校教育法第二百二十四条（専修学校）又は第三百三十四条第一項（各種学校）に規定する専修学校又は各種学校で私立のもの</p>

ち財務大臣が指定したもの

四 国立大学法人法第二条第三項（定義）に規定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関

四 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第二項（定義）に規定する私立博物館並びに独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）第十二条第一号（業務の範囲）の規定に基づき独立行政法人国立科学博物館が設置する博物館、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）第十一条第一号（業務の範囲）の規定に基づき独立行政法人国立美術館が設置する美術館、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）第十二条第一項第一号（業務の範囲）の規定に基づき独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第五号（業務の範囲）の規定に基づき地方独立行政法人が設置する博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館

五 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項（定義）に規定する大学共同利用機関

六 博物館、物品陳列所、研究所、試験所及びこれらに類する施設（前二号に掲げるものを除く。）のうち財務大臣が指定したもの

（施設の指定の申請に係る手続）

第十八条 前条第三号の指定を受けようとする専修学校又は各種学校の校長は、学校の目的、名称、位置、設立の年月日、学則、生徒の定員、設備、経費及び維持の方法を記載した申請書を財務大臣に提

五 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第二項（定義）に規定する私立博物館並びに独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）第十二条第一号（業務の範囲）に規定する博物館、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）第十一条第一号（業務の範囲）に規定する美術館及び独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）第十二条第一項第一号（業務の範囲）に規定する博物館

六 国等以外の者が経営する博物館（前号に掲げるものを除く。）、物品陳列所、研究所、試験所及びこれらに類する施設のうち財務大臣が指定したもの

（施設の指定の申請に係る手続）

第十八条 前条第三号の指定を受けようとする私立の専修学校又は各種学校の校長は、学校の目的、名称、位置、設立の年月日、学則、生徒の定員、設備、経費及び維持の方法を記載した申請書を財務大

2
4
出しな
ければ
なら
ない。
(省
略)

2
4
臣に
提出
しな
けれ
ば
なら
ない。
上

改 正 案

現 行

（輸入数量の算出方法）

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。）に係る数量として、同法第二百一条第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十六年

（輸入数量の算出方法）

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。）に係る数量として、同法第二百一条第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十五年

四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認を受けたものを除く。）の数量を平成二十六年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 (省 略)

(経済連携協定)

第十九条の二 法第七条の七第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

一 十三 (省 略)

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 (省 略)

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認を受けたものを除く。）の数量を平成二十五年年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 同 上

(経済連携協定)

第十九条の二 法第七条の八第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

一 十三 同 上

(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)

第二十五条 同 上

2 同 上

一 別表第一の第七〇号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五〇五項に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの（第六号に掲げるものを除く。）

二 別表第一の第七五号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第三〇三〇六・一四号の一及び第三〇三〇六・二四号の

二に掲げる物品、同表第三〇七〇六・九〇号に掲げる物品のうち

ごぼう、同表第三〇七〇九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ

、同表第三〇七一二・九〇号の二に掲げる物品のうちたけのこ、

同表第三〇九一〇・一一号の二の(二)のB及び第三〇九一〇・一二号

の二の(二)に掲げる物品、同表第一二一一・九〇号の四の(二)に掲

げる物品（びやくだん及びはとむぎ以外のものに限る。）、同

表第一六〇四・一一号に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。））、同表第一六〇四・一五号及び第一六〇四・一七号に掲げる物品、同表第一六〇四・一九号に掲げる物品（節類以外のものに限る。））、同表第一六〇五・一〇号の二に掲げる物品（米を含むもの以外のものに限る。））、同表第一六〇五・五一号に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。））、同表第一六〇五・五二号に掲げる物品、同表第一六〇五・五三号、第一六〇五・五五号、第一六〇五・五六号及び第一六〇五・五八号に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。））、同表第一六〇五・五九号の二に掲げる物品のうち帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミクス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。以下この号において同じ。）以外のもの（気密容器入りのもの以外のものに限る。）及び帆立貝、同表第二〇〇一・九〇号の二の(五)に掲げる物品のうちしじょうが並びに同表第二二〇六・〇〇号の二の(二)のBの(b)に掲げる物品

ロ

関税率表第二七・〇四項、第二八・〇九項、第二八・二五項、第二八・二七項、第二八・三四項、第二八・三五項、第二八・三九項、第二八・四一項、第二八・四三項、第二八・四九項、第二九・〇四項、第二九・三八項、第三六・〇四項、第三八・〇一項、第三八・〇二項、第三八・〇六項、第三八・一四項、第三八・一六項、第三九・二三項、第三九・二四項、第三九・二六項、第四四・一二項、第四四・一九項から第四四・二二項まで、第四六・〇一項、第四六・〇二項、第五一・〇七項、第五五・一三項、第五六・〇七項、第五六・〇八項、第五七・〇二項、第五七・〇三項、第五七・〇五項、第五八・〇六項、第六二・一三項、第六二・一四項、第六二・一六項、第六二・一七項、第六三・〇一項から第六三・〇七項まで、第六五・〇

- 一 (省 略)
- 二 (省 略)
- 三 別表第一の第七〇号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五
 ・〇五項に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日まで
 に輸入されるもの(第六号に掲げるものを除く。)
- 四 別表第一の第七五号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品
 であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの
- イ 関税率表第七〇六・九〇号に掲げる物品のうちごぼう、同
 表第七〇九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、同表第七
 一二・九〇号の二に掲げる物品のうちたけのこ、同表第七〇九
 一〇・一一号の二の(二)のBに掲げる物品、同表第一二一一・九
 〇号の四の(二)に掲げる物品(びやくだん及びびはとむぎ以外のもの

- 五項、第六五・〇六項、第六六・〇一、第六七・〇二項、第
 六九・〇二項、第六九・〇七項、第六九・〇八項、第六九・一
 一項、第六九・一二項、第七一・一六項、第七四・〇六項、第
 七四・一一項、第七六・〇七項、第七九・〇七項、第八一・〇
 四項、第八一・一〇項、第八一・一一項、第八二・一一項、第
 八二・一三項、第八二・一五項、第八三・〇一、第八三・〇
 二項、第八三・〇六項、第八五・四四項、第九〇・〇三項、第
 九四・〇四項、第九四・〇五項、第九五・〇三項、第九五・〇
 五項から第九五・〇七項まで、第九六・〇三項、第九六・〇八
 項、第九六・一三項又は第九六・一七項に掲げる物品(法第八
 条の二第一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受ける
 ものに限り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税と
 されているものを除く。)
- 三 別表第一の第一〇四号に掲げる国を原産地とする関税率表第二
 一〇一・一一号の二の(二)に掲げる物品であつて、平成二十六年三
 月三十一日までに輸入されるもの
- 四 同上
- 五 同上

のに限る。)、同表第一二二・九九号の二に掲げる物品(あ
んず、桃(ネクタリンを含む。))又はプラムの核及び仁以外の
ものに限る。)、同表第一六〇四・一一号に掲げる物品(気密
容器入りのもの以外のものに限る。)、同表第一六〇四・一
五号及び第一六〇四・一七号に掲げる物品、同表第一六〇四・一
九号に掲げる物品(節類以外のものに限る。)、同表第一六〇
四・三二号に掲げる物品(イクラ以外のものに限る。)、同表
第一六〇五・一〇号の二に掲げる物品(米を含むもの以外のも
のに限る。)、同表第一六〇五・五二号に掲げる物品、同表第
一六〇五・五五号及び第一六〇五・五六号に掲げる物品(気密
容器入りのもの以外のものに限る。)、同表第一六〇五・五九
号の二に掲げる物品(帆立貝(いたやがい科のもの。ペクテン
属、クラミクス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を
除く。))以外のものにあつては、気密容器入りのもの以外のも
のに限る。))並びに同表第二〇〇一・九〇号の二の(五)に掲げる
物品のうちしようが

ロ

関税率表第二七・〇一項、第二七・〇四項、第二八・〇九項
、第二八・二五項、第二八・二七項、第二八・三四項、第二八
・三五項、第二八・三九項、第二八・四一項、第二八・四九項
、第二九・〇三項、第二九・〇四項、第二九・三八項、第三六
・〇四項、第三八・〇一項、第三八・〇二項、第三八・〇六項
、第三八・一四項、第三八・一六項、第三九・二三項、第三九
・二四項、第三九・二六項、第四四・一二項、第四四・一九項
から第四四・二二項まで、第四六・〇一項、第四六・〇二項、
第五一・〇七項、第五六・〇七項、第五六・〇八項、第五七・
〇二項、第五七・〇三項、第五七・〇五項、第五八・〇六項、
第六二・一三項、第六二・一六項、第六二・一七項、第六三・
〇一項から第六三・〇七項まで、第六五・〇五項、第六五・〇

六項、第六六・〇一項、第六七・〇二項、第六九・〇二項、第六九・〇七項、第六九・〇八項、第六九・一一項、第六九・一二項、第七四・〇六項、第七四・一一項、第七六・〇七項、第七九・〇七項、第八一・〇四項、第八一・一一項、第八二・一一項、第八二・一三項、第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇六項、第九〇・〇三項、第九四・〇四項、九五・〇三項、九五・〇五項、九五・〇七項、九六・〇三項、九六・〇八項又は第九六・一七項に掲げる物品（法第八条の二第一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるものに限る、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。）

五 別表第一の第一〇四号に掲げる国を原産地とする関税率表第二

一〇一・一一号の二の(二)に掲げる物品であつて、平成二十九年三月三十一日までに輸入されるもの

六及び七 (省 略)

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二〇号、第二一号、第二九号から第三二号まで、第三四号、第四四号、第四七号、第四九号から第五二号まで、第五六号、第六一号、第六二号、第六八号、第六九号、第七二号から第七四号まで、第七八号、第七九号、第九〇号から第九二号まで、第九五号、第九九号、第一〇〇号、第一〇三号、第一〇五号、第一〇六号、第一〇九号、第一二〇号から第一二二号まで、第一二六号、第一二九号、第一三〇号、第一三九号及び第一四一号から第一四三号までに掲げる国とする。

六及び七 同 上

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二〇号、第二一号、第二九号から第三二号まで、第三四号、第四四号、第四七号から第五二号まで、第五六号、第六一号、第六二号、第六八号、第六九号、第七二号から第七四号まで、第七八号、第七九号、第九〇号から第九二号まで、第九五号、第九九号、第一〇〇号、第一〇三号、第一〇五号、第一〇六号、第一〇九号、第一二〇号から第一二二号まで、第一二六号、第一二九号、第一三〇号、第一三九号及び第一四一号から第一四三号までに掲げる国とする。

○ 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（支払金の指定） 第二条 法第二条第二項の政令で定める支払金は、次に掲げるものとする。 一～四 （省 略） 五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七條の七第八項の規定による還付金 六～十八 （省 略）</p>	<p>（支払金の指定） 第二条 同 上 一～四 同 上 五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七條の七第六項又は第七條の八第八項の規定による還付金 六～十八 同 上</p>

一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇 二一〇一・ 一二 二一〇一・ 二〇 二一〇六・ 一〇 二一〇六・ 九〇	品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。） 、コーヒ ー、茶又はマテをもととした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。）並びに調製食料品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限り。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。）	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇 二一〇一・ 一二 二一〇一・ 二〇 二一〇六・ 一〇 二一〇六・ 九〇	同上	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	同上

二九	のうち学校等給食用のもの以外のもの	〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	七、二六四 トン
〇四〇二・ 九一	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）	〇四〇二・ 一〇	無機質を濃縮したホエイ	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	一、五〇〇 トン
〇四〇四・ 一〇	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するも	〇四〇四・ 一〇	無機質を濃縮したホエイ	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	四、五〇〇 トン
二九	同上	〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一	同上	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	同上
〇四〇二・ 九一	同上	〇四〇二・ 一〇	同上	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	同上
〇四〇四・ 一〇	同上	〇四〇四・ 一〇	同上	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	同上

〇四〇四・ 一〇 〇四〇四・ 九〇	の ホエイ及びミルクの天然 の組成分から成る物品の うち乳幼児用の調製粉乳 の製造に使用するもの	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	二五、〇〇 〇トン
〇四〇五・ 一〇 〇四〇五・ 九〇	ミルクから得たバターそ 他の油脂	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	五八一トン
〇四〇六・ 一〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	チーズ及びカードのうち プロセスチーズの原料と して使用するもの	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	六五、〇〇 〇トン
〇七一三・ 一〇 〇七一三・ 三二 〇七一三・ 三三 〇七一三・ 三四 〇七一三・ 三五 〇七一三・	乾燥した豆（さやを除い たものに限るものとし、 皮を除いてあるかないか 又は割つてあるかないか を問わない。）のうち、 ひよこ豆、緑豆及びひら 豆以外のもの	平成二六年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	五〇、〇〇 〇トン
〇四〇四・ 一〇 〇四〇四・ 九〇	同上	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	同上
〇四〇五・ 一〇 〇四〇五・ 九〇	同上	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	同上
〇四〇六・ 一〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	同上	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	六五、七〇 〇トン
〇七一三・ 一〇 〇七一三・ 三二 〇七一三・ 三三 〇七一三・ 三四 〇七一三・ 三五 〇七一三・	同上	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 一日まで	七〇、〇〇 〇トン

一一〇七・								三九 〇七二三・ 五〇 〇七二三・ 六〇 〇七二三・ 九〇
麦芽(いつてあるかない)	とうもろこしのうちその 他のもの	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	平成二六年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	平成二六年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二、一〇一 、一〇〇ト ン
平成二六年	平成二六年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	平成二六年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	平成二六年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	平成二六年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二九一、六	二九一、六	
一一〇七・								三九 〇七二三・ 五〇 〇七二三・ 六〇 〇七二三・ 九〇
同上	同上	同上	同上	同上	同上	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	二、一〇四 、二〇〇ト ン
平成二五年	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	二五一、八	二五一、八	

一〇 一一〇七・ 二〇	かを問わない。）	四月一日か ら同年九月 三〇日まで	〇〇トン
一一〇八・ 一二 一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）	平成二六年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	八三、五〇 〇トン
一一二〇二・ 三〇 一一二〇二・ 四一 一一二〇二・	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてある	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	七五、〇〇 〇トン（む きみ換算数 量とし、殻 付きのもの
一〇 一一〇七・ 二〇		一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	〇〇トン
一一〇八・ 一二 一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇		平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	同上
一一二〇二・ 三〇 一一二〇二・ 四一 一一二〇二・	同上	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	同上

	<p>の及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。)のうち、チョコレート製造用のもの</p>	日まで	
<p>二〇〇二・九〇</p>	<p>トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの</p>	<p>平成二六年四月一日から平成二七年三月三十一日まで</p>	<p>三八、三〇〇トン</p>
<p>二〇〇八・二〇</p>	<p>パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のもの(細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。)</p>	<p>平成二六年四月一日から平成二七年三月三十一日まで</p>	<p>四一、二〇〇トン</p>
<p>二一〇六・九〇</p>	<p>調製食用脂(関税率表第九〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。以下この項において同じ。)のうちニュー</p>	<p>平成二六年四月一日から平成二七年三月三十一日まで</p>	<p>一一、五五〇トン</p>
	同上	日まで	
<p>二〇〇二・九〇</p>	同上	<p>平成二五年四月一日から平成二六年三月三十一日まで</p>	<p>四〇、〇〇〇トン</p>
<p>二〇〇八・二〇</p>	同上	<p>平成二五年四月一日から平成二六年三月三十一日まで</p>	<p>四一、六〇〇トン</p>
<p>二一〇六・九〇</p>	同上	<p>平成二五年四月一日から平成二六年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>

九一 四一〇七・ 九二 四一〇七・ 九九	クラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染着色したものの（クロムなめし以外のものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染着色し又は模様付けしたものの以外のもの	牛又は馬類の動物のなめした皮のうち、染着色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染着色
九一 四一〇七・ 九二 四一〇七・ 九九	同上	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一
	同上	一、四六六 、〇〇〇平 方メートル
	同上	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一

六四〇三・ 二〇 六四〇三・ 四〇 六四〇三・ 五一 六四〇三・ 五九 六四〇三・ 九一 六四〇三・ 九九 六四〇四・ 一九 六四〇四・ 二〇 六四〇五・ 一〇 六四〇五・ 九〇	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）のうち甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したもの並びにこれら以外のもので本底が革製のもの（スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途に供するもの及びスリッパを除くものとし、甲が革製のもの以外のものにあつては、甲の一部に革を使用したものに限る。）	平成二六年 四月一日か ら平成二七 年三月三一 日まで	算するもの とする。） 一二、〇一 九、〇〇〇 足
六四〇三・ 二〇 六四〇三・ 四〇 六四〇三・ 五一 六四〇三・ 五九 六四〇三・ 九一 六四〇三・ 九九 六四〇四・ 一九 六四〇四・ 二〇 六四〇五・ 一〇 六四〇五・ 九〇	同上	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	同上

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（輸出入等関連業務の範囲）

第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 （省 略）
- 二 次に掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務
- イ〜ヘ （省 略）

ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の三、第二九号の四、第三〇号から第三五号まで、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四三号、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の二、第五五号、第五五号の三、第五七号、第五八号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第七一号、第七三号、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

- 三〜八 （省 略）
- 二〜七 （省 略）

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号

手

続

現 行

（輸出入等関連業務の範囲）

第一条 同 上

- 一 同 上
- 二 同 上
- イ〜ヘ 同 上

ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の三、第二九号の四、第三〇号から第三五号まで、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四三号、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の二、第五五号、第五五号の三、第五七号、第五八号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第六五号、第七一号、第七三号、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

- 三〜八 同 上
- 二〜七 同 上

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号

手

続

一四		
六五の 一五	関税率法施行令第五十一条第一項（輸出貨物製造用原料品を使用して製造した貨物の輸出の手続）の規定による許可書若しくは証明書又は書類及び製品検査書若しくは書面の提出	
六五の 一六	関税率法施行令第五十三条の二第一項（戻し税に係る原料品を使用して製造した貨物の輸出の手続）の規定による貨物製造報告書又は貨物製造証明書の添付	
六五の 一七	関税率法施行令第五十三条の四第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る減額の手続等）の規定による申請書の提出並びに貨物製造報告書又は貨物製造証明書及び書類の添付	
六五の 一八	関税率法施行令第五十四条第二項（輸出貨物の製造用原料品に係る控除の手続等）の規定による申請書の提出並びに貨物製造報告書又は貨物製造証明書及び書類の添付	
六五の 一九	関税率法施行令第五十四条の二第一項若しくは第三項（内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十条（課税済内貨原材料による製品を輸出する場合の確認等の手続）の規定による物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税率法施行令第五十四条の二第三項若しくは第五項の規定による書類の提出	
六五の 二〇	関税率法施行令第五十四条の三第一項（内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十一条（課税済内貨原材料による製品の輸出に係る免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）及び書類の添付	

一三		
六五の 一四	関税率法施行令第五十三条の四第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る減額の手続等）の規定による申請書の提出及び貨物製造報告書の添付	
六五の 一五	関税率法施行令第五十四条第二項（輸出貨物の製造用原料品に係る控除の手続等）の規定による申請書の提出及び貨物製造報告書の添付	
六五の 一六	関税率法施行令第五十四条の三第一項（内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続）の規定による書面の提出（輸徴法施行令第二十一条（課税済内貨原材料による製品の輸出に係る免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）	

六五の 二一	関税定率法施行令第五十四条の九（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条第一項（課税済原材料による製品を輸出した場合の還付等の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに許可書、証明書、書類又は決定通知書及び製造報告書の添付
六五の 二二	関税定率法施行令第五十四条の十（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等についての規定の準用）において準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条の三第一項（課税済原材料による製品を輸出した場合の還付の手続等についての規定の準用）において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに許可書若しくは証明書又は書類及び製造報告書の添付
六五の 二三	関税定率法施行令第五十四条の十一において準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条の三第二項において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに許可書又は証明書及び製造報告書の添付
六六の 二	関税定率法施行令第五十四条の十六（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十六条の七第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに
六六の 二	同上
六五の 一七	関税定率法施行令第五十四条の九（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条第一項（課税済原材料による製品を輸出した場合の還付等の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
六五の 一八	関税定率法施行令第五十四条の十（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等についての規定の準用）において準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条の三第一項（課税済原材料による製品を輸出した場合の還付の手続等についての規定の準用）において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
六五の 一九	関税定率法施行令第五十四条の十一において準用する同令第五十四条の九の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十三条の三第二項において準用する輸徴法施行令第二十三条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）
六六の 二	同上

六八	<p>（）並びに書面及び許可書若しくは証明書の添付</p> <p>関稅定率法施行令第五十六條第一項若しくは第二項（違</p>	<p>書面及び許可書、證明書、書類又は決定通知書の添付</p> <p>六七 關稅定率法施行令第五十四條の十七（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用）において準用する同令第五十四條の十三第一項の規定による書面の提出（輸徵法施行令第二十六條の八（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手続等についての規定の準用）において準用する輸徵法施行令第二十六條の四の規定による輸徵法第十六條の三第二項の規定の適用を受けようとする旨並びに課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）又は關稅定率法施行令第五十四條の十七において準用する同令第五十四條の十六の規定による申請書の提出（輸徵法施行令第二十六條の八において準用する輸徵法施行令第二十六條の七第一項の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）並びに書面及び許可書、證明書、書類又は決定通知書の添付</p> <p>六七の 關稅定率法施行令第五十四條の十八において準用する同令第五十四條の十三第一項の規定による書面の提出（輸徵法施行令第二十六條の九において準用する輸徵法施行令第二十六條の四の規定による輸徵法第十六條の三第三項の規定の適用を受けようとする旨並びに課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）又は關稅定率法施行令第五十四條の十八において準用する同令第五十四條の十六の規定による申請書の提出（輸徵法施行令第二十六條の九において準用する輸徵法施行令第二十六條の七第一項の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）</p>
----	--	--

六八	<p>關稅定率法施行令第五十六條第一項若しくは第二項（違</p>	<p>六七 關稅定率法施行令第五十四條の十七（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用）において準用する同令第五十四條の十三第一項の規定による書面の提出（輸徵法施行令第二十六條の八（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手続等についての規定の準用）において準用する輸徵法施行令第二十六條の四の規定による輸徵法第十六條の三第二項の規定の適用を受けようとする旨並びに課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）又は關稅定率法施行令第五十四條の十七において準用する同令第五十四條の十六の規定による申請書の提出（輸徵法施行令第二十六條の八において準用する輸徵法施行令第二十六條の七第一項の規定による課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）</p> <p>六七の 關稅定率法施行令第五十四條の十八において準用する同令第五十四條の十三第一項の規定による書面の提出（輸徵法施行令第二十六條の九において準用する輸徵法施行令第二十六條の四の規定による輸徵法第十六條の三第三項の規定の適用を受けようとする旨並びに課稅物品の品名及び數量等の付記を含む。）</p>
----	----------------------------------	---

約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続)の規定による届出、同条第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)並びに書類及び許可書、証明書、書類若しくは決定通知書の添付又は関税率法施行令第五十六条第三項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十七条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)

六九

関税率法施行令第五十六条の三(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十六条第一項若しくは第二項の規定による届出、同令第五十六条の三において準用する同令第五十六条第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十八条の三第一項において準用する輸徴法施行令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)並びに書類及び許可書若しくは証明書の添付又は関税率法施行令第五十六条の三において準用する同令第五十六条第三項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十八条の三第一項において準用する輸徴法施行令第二十七条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)

七〇

関税率法施行令第五十六条の四(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十六条第一項若しくは第二項の規定による届出、同令第五十六条の四において準用する同令第五十六条第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十八条の三第二項において準用する輸徴法施行令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名

約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続)の規定による届出、同条第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)又は関税率法施行令第五十六条第三項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十七条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)

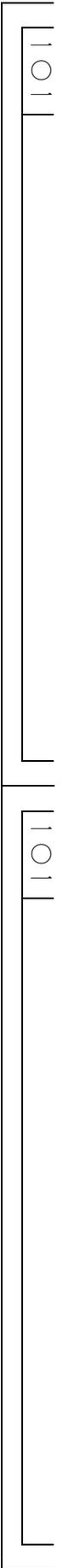
六九

関税率法施行令第五十六条の三(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十六条第一項若しくは第二項の規定による届出、同令第五十六条の三において準用する同令第五十六条第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十八条の三第一項において準用する輸徴法施行令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)又は関税率法施行令第五十六条の三において準用する同令第五十六条第三項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十八条の三第一項において準用する輸徴法施行令第二十七条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)

七〇

関税率法施行令第五十六条の四(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十六条第一項若しくは第二項の規定による届出、同令第五十六条の四において準用する同令第五十六条第一項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十八条の三第二項において準用する輸徴法施行令第二十七条第一項の規定による課税物品の品名

七四 ～	<p>及び数量等の付記を含む。)並びに書類及び許可書若しくは証明書の添付又は関税率法施行令第五十六条の四において準用する同令第五十六条第三項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十八条の三第三項において準用する輸徴法施行令第二十七条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)</p> <p>七〇の 関税率法施行令第五十八条第一項(軽減税率の適用についての手続)の規定による書面の提出及び同条第二項の規定による証明書の添付</p> <p>七〇の 三</p> <p>七一の 二</p> <p>七二 関税暫定措置法施行令第二十二條第一項(加工又は組立用貨物の輸出の手続)の規定による申告書の添付及び同条第二項の規定による書類の添付</p> <p>七二の 二 関税暫定措置法施行令第二十三條第一項(加工又は組立に係る製品の減税の手続)の規定による許可書又は証明書、書類及び明細書の添付</p> <p>七三 (省略)</p> <p>七三の 二 関税暫定措置法施行令第三十三條第一項(軽減税率等の適用についての手続等)の規定による書面の提出及び同条第二項の規定による証明書の添付又は同条第六項、第八項、第十三項若しくは第十五項の規定による報告書の提出</p> <p>七四 (省略)</p>
七四 ～	<p>及び数量等の付記を含む。)又は関税率法施行令第五十六条の四において準用する同令第五十六条第三項の規定による申請書の提出(輸徴法施行令第二十八条の三第三項において準用する輸徴法施行令第二十七条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)</p> <p>七〇の 二 関税率法施行令第五十八条第一項(軽減税率の適用についての手続)の規定による書面の提出</p> <p>七〇の 三</p> <p>七一の 二</p> <p>七二 関税暫定措置法施行令第二十二條第一項(加工又は組立用貨物の輸出の手続)の規定による申告書の添付</p> <p>七二の 二 関税暫定措置法施行令第二十三條第一項(加工又は組立に係る製品の減税の手続)の規定による明細書の添付</p> <p>七三 同上</p> <p>七三の 二 関税暫定措置法施行令第三十三條第一項(軽減税率等の適用についての手続等)の規定による書面の提出又は同条第六項、第八項、第十三項若しくは第十五項の規定による報告書の提出</p> <p>七四 同上</p>



○ 関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第八条第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十六条、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第二十条、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十二条、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第二条及び経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）第六条の規定によりその権限に属させられた事項（第六条第二項において「相殺関税等に関する事項」という。）を処理する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第八条第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十六条、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第二十条、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十二条、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第二条、<u>中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税に関する政令（平成十四年政令第百十五号）</u>第九条及び経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）第六条の規定によりその権限に属させられた事項（第六条第二項において「相殺関税等に関する事項」という。）を処理する。</p>

○ 経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

（本邦の産業）

第一条 緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号。以下「令」という。）第一条の規定は、関税暫定措置法（以下「法」という。）第七条の七第一項に規定する本邦の産業について準用する。

（調査の開始の告示）

第二条 財務大臣は、法第七条の七第六項の調査（以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。
一〜七 （省 略）

（証拠の提出等）

第三条 令第四条から第九条までの規定は、調査について準用する。
この場合において、令第四条第一項前段、第五条第一項本文、第六条第一項前段、第七条第一項本文並びに第八条第一項、第三項本文及び第四項本文中「第二条」とあるのは「経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令第二条」と、令第四条第一項前段及び第二項前段中「法第九条第六項に規定する事実又は同条第十項に規定する事情」とあるのは「関税暫定措置法第七条の七第六項に規定する事実」と読み替えるものとする。

（関税の緊急措置をとること等の告示）

（本邦の産業）

第一条 緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号。以下「令」という。）第一条の規定は、関税暫定措置法（以下「法」という。）第七条の八第一項に規定する本邦の産業について準用する。

（調査の開始の告示）

第二条 財務大臣は、法第七条の八第六項の調査（以下単に「調査」という。）を開始することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。
一〜七 同 上

（証拠の提出等）

第三条 令第四条から第九条までの規定は、調査について準用する。
この場合において、令第四条第一項前段、第五条第一項本文、第六条第一項前段、第七条第一項本文並びに第八条第一項、第三項本文及び第四項本文中「第二条」とあるのは「経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令第二条」と、令第四条第一項前段及び第二項前段中「法第九条第六項に規定する事実又は同条第十項に規定する事情」とあるのは「関税暫定措置法第七条の八第六項に規定する事実」と読み替えるものとする。

（関税の緊急措置をとること等の告示）

第四条 財務大臣は、法第七条の七第一項若しくは第七項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第二項の規定により延長すること又は同条第一項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 法第七条の七第一項又は第七項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

二 法第七条の七第一項又は第七項の規定により指定された期間（同条第一項の規定による措置を撤回し、又は緩和するときは、当該撤回又は緩和の期日を含む。）

三 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論（法第七条の七第一項の規定による措置を同条第二項の規定により延長するとき又は同条第一項の規定による措置を撤回し、若しくは緩和するときを除く。）

四 法第七条の七第一項の規定による措置を同条第二項の規定により延長するときは、その理由

五 法第七条の七第一項の規定による措置を緩和したときは、その内容

六 (省 略)

2 財務大臣は、調査の結果、法第七条の七第一項の規定による措置をとらないことが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 三 (省 略)

(調査に関する協議等)

第五条 法第七条の七第一項に規定する本邦の産業を所管する大臣（以下この条において「産業所管大臣」という。）は、当該産業に利害関係を有する者の求めがあることその他の事情を勘案して必要が

第四条 財務大臣は、法第七条の八第一項若しくは第七項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第二項の規定により延長すること又は同条第一項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 法第七条の八第一項又は第七項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

二 法第七条の八第一項又は第七項の規定により指定された期間（同条第一項の規定による措置を撤回し、又は緩和するときは、当該撤回又は緩和の期日を含む。）

三 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論（法第七条の八第一項の規定による措置を同条第二項の規定により延長するとき又は同条第一項の規定による措置を撤回し、若しくは緩和するときを除く。）

四 法第七条の八第一項の規定による措置を同条第二項の規定により延長するときは、その理由

五 法第七条の八第一項の規定による措置を緩和したときは、その内容

六 同上

2 財務大臣は、調査の結果、法第七条の八第一項の規定による措置をとらないことが決定されたときは、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一 三 同上

(調査に関する協議等)

第五条 法第七条の八第一項に規定する本邦の産業を所管する大臣（以下この条において「産業所管大臣」という。）は、当該産業に利害関係を有する者の求めがあることその他の事情を勘案して必要が

あると認めるときは、同項に規定する特定の種類の貨物に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百一条第一号に掲げる事項の統計の数値（その数値に合理的と認められる調整を加えて得た数値を含む。）並びに当該貨物の国内における販売状況及び生産状況を示す数値その他調査を開始するに足りる十分な証拠の有無を判定するために必要な資料を提供した上で、財務大臣及び経済産業大臣に対し調査の開始に係る協議を行う必要がある旨を通知するものとする。

2 及び 3 （省 略）

（関税・外国為替等審議会への諮問等）

第六条 財務大臣は、法第七条の七第一項、第三項、第四項若しくは第七項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第二項の規定により延長すること又は同条第一項、第三項若しくは第四項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。ただし、同条第七項の規定による措置を直ちにとる必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 財務大臣は、前項ただし書に規定する場合に該当して法第七条の七第七項の規定による措置がとられた場合においては、速やかに、当該措置の内容を関税・外国為替等審議会に報告しなければならぬ。

あると認めるときは、同項に規定する特定の種類の貨物に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百一条第一号に掲げる事項の統計の数値（その数値に合理的と認められる調整を加えて得た数値を含む。）並びに当該貨物の国内における販売状況及び生産状況を示す数値その他調査を開始するに足りる十分な証拠の有無を判定するために必要な資料を提供した上で、財務大臣及び経済産業大臣に対し調査の開始に係る協議を行う必要がある旨を通知するものとする。

2 及び 3 同 上

（関税・外国為替等審議会への諮問等）

第六条 財務大臣は、法第七条の八第一項、第三項、第四項若しくは第七項の規定による措置をとること、同条第一項の規定による措置を同条第二項の規定により延長すること又は同条第一項、第三項若しくは第四項の規定による措置を撤回すること若しくは緩和することが必要であると認められるときは、速やかに、関税・外国為替等審議会に諮問するものとする。ただし、同条第七項の規定による措置を直ちにとる必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 財務大臣は、前項ただし書に規定する場合に該当して法第七条の八第七項の規定による措置がとられた場合においては、速やかに、当該措置の内容を関税・外国為替等審議会に報告しなければならぬ。

○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）<u>第八条の六</u>第一項の割当て（以下「<u>一項割当て</u>」という。）を受けようとする者は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（<u>法第七条の七</u>第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定により<u>一項割当て</u>の対象となる当該各項の下欄に掲げる物品については農林水産大臣、別表第二の上欄に掲げる経済連携協定の規定により<u>一項割当て</u>の対象となる同表の下欄に掲げる物品については経済産業大臣に申請書（以下「<u>関税割当申請書</u>」という。）を提出しなければならないい。</p> <p>2～9 （省 略）</p>	<p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）<u>第八条の六</u>第一項の割当て（以下「<u>一項割当て</u>」という。）を受けようとする者は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（<u>法第七条の八</u>第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定により<u>一項割当て</u>の対象となる当該各項の下欄に掲げる物品については農林水産大臣、別表第二の上欄に掲げる経済連携協定の規定により<u>一項割当て</u>の対象となる同表の下欄に掲げる物品については経済産業大臣に申請書（以下「<u>関税割当申請書</u>」という。）を提出しなければならないい。</p> <p>2～9 同 上</p>